

令和 2 年
第 1 回土岐市議会定例会議案

令和 2 年 2 月 2 6 日 (第 1 日)

令和2年第1回土岐市議会定例会議事日程（第1日）

令和2年2月26日（水曜日）午前9時開議

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	議第1号	令和2年度土岐市一般会計予算
日程第4	議第2号	令和2年度土岐市国民健康保険特別会計予算
日程第5	議第3号	令和2年度土岐市駐車場事業特別会計予算
日程第6	議第4号	令和2年度土岐市介護保険特別会計予算
日程第7	議第5号	令和2年度土岐市・瑞浪市介護認定審査会特別会計予算
日程第8	議第6号	令和2年度土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会特別会計予算
日程第9	議第7号	令和2年度土岐市後期高齢者医療特別会計予算
日程第10	議第8号	令和2年度土岐市病院事業会計予算
日程第11	議第9号	令和2年度土岐市水道事業会計予算
日程第12	議第10号	令和2年度土岐市下水道事業会計予算
日程第13	議第11号	令和元年度土岐市一般会計補正予算（第6号）
日程第14	議第12号	土岐市部設置条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・ 1
日程第15	議第13号	土岐市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・ 3
日程第16	議第14号	土岐市病院事業実施施設の指定管理者制度への移行に伴う関係条例の整備に関する条例について・・・・・・・・ 5
日程第17	議第15号	土岐市印鑑条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・ 16
日程第18	議第16号	土岐市手数料徴収条例の一部を改正する条例について・・・・ 18
日程第19	議第17号	土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について・・・・ 20
日程第20	議第18号	土岐市営住宅管理条例及び土岐市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・ 22
日程第21	議第19号	土岐市福祉施設ひだまりの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・ 25

別冊

日程第 22	議第20号	土岐市民の歯と口腔の健康づくり推進条例について・・・・・・・・	27
日程第 23	議第21号	土岐市介護保険条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	32
日程第 24	議第22号	土岐市市道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する 条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
日程第 25	議第23号	土岐市病院事業運営審議会設置条例を廃止する条例について・	37
日程第 26	議第24号	土岐市と多治見市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関 する規約の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・	39
日程第 27	議第25号	土岐市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関す る規約の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・	41
日程第 28	議第26号	土岐市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関す る規約の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・	43
日程第 29	議第27号	土岐市と中津川市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関 する規約の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・	45
日程第 30	議第28号	土岐川防災ダム一部事務組合格約の変更について・・・・・・・・	47
日程第 31	議第29号	市道路線の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・	49
日程第 32	諮第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	54

議第 1 2 号

土岐市部設置条例の一部を改正する条例について

土岐市部設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

行政組織機構を見直すため、この条例を定めようとする。

土岐市部設置条例の一部を改正する条例

土岐市部設置条例（平成30年土岐市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（部の設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。

- （1） 市長公室
- （2） 総務部
- （3） 市民生活部
- （4） 健康福祉部
- （5） 地域振興部
- （6） 建設水道部

第2条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号オ及びカを次のように改める。

オ 情報システムの管理に関すること。

カ 統計に関すること。

第2条第1号中キを削り、クをキとし、ケをクとし、コからスまでを削り、セをケとし、ソをコとし、タをサとし、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- （1） 市長公室
 - ア 主要な政策の企画、調整及び調査に関すること。
 - イ 危機管理に関すること。
 - ウ 秘書及び褒章に関すること。
 - エ 国際交流に関すること。
 - オ 広報広聴に関すること。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議第 1 3 号

土岐市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

土岐市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年土岐市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人のうち、」を「法第2条第1項第1号に規定する団体で」に改め、同項第3号中「団体」の次に「で市の規則で定めるもの」を加え、同項に次の1号を加える。

（4） 法第2条第1項第4号に規定する団体

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第14号

土岐市病院事業実施施設の指定管理者制度への移行に伴う関係条例の整備に関する条例について

土岐市病院事業実施施設の指定管理者制度への移行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年2月26日提出

土岐市長 加藤 淳 司

提案理由

土岐市病院事業実施施設の指定管理者制度への移行に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市病院事業実施施設の指定管理者制度への移行に伴う関係条例の整備に関する条例

(土岐市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第1条 土岐市職員特殊勤務手当支給条例（昭和31年土岐市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次のとおり」を「特殊作業勤務手当」に改め、同条各号を削る。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条から第15条までを削り、第16条を第4条とし、第17条を第5条とし、第18条を第6条とする。

(土岐市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 土岐市職員の給与に関する条例（昭和32年土岐市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号を次のように改める。

(1) 行政職給料表（1）（別表第1）

(2) 行政職給料表（2）（別表第2）

第8条の3第4項を削る。

第16条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第17条第2項中「並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち市の規則で定める職員に限る。第18条第2項において「特定管理職員」という。）」を削る。

別表を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	225,300	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	226,900	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	228,400	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	230,000	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	231,500	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	233,100	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	234,600	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	236,200	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	237,600	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	239,300	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	240,800	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	242,400	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	243,500	287,000	315,000	344,600	392,500
	14	161,600	218,000	245,000	288,900	317,100	346,600	394,800
	15	163,100	219,700	246,600	290,800	319,300	348,600	397,000
	16	164,700	221,500	247,900	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	165,900	223,200	249,400	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	167,400	224,900	250,800	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	168,900	226,500	252,100	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	170,400	228,100	253,500	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	171,700	229,500	255,000	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	174,400	231,200	256,500	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	177,000	232,800	258,200	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	179,600	234,400	260,000	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	182,200	235,400	261,600	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	183,900	236,900	263,300	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	185,500	238,300	264,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	187,200	239,500	266,500	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	188,700	240,700	268,400	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	190,400	241,900	270,200	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	192,200	242,900	271,900	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	193,900	244,100	273,600	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	195,500	245,400	275,300	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	196,900	246,400	277,000	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	198,400	247,600	278,800	329,400	357,000	385,000	429,900
36	199,900	248,900	280,300	331,500	358,700	386,600	431,100	

37	201,200	249,800	281,800	333,400	360,100	388,000	432,300
38	202,500	251,100	283,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	203,700	252,300	285,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	205,000	253,600	287,400	339,200	364,200	391,500	434,700
41	206,300	255,000	289,000	341,100	365,500	392,600	435,300
42	207,600	256,400	290,700	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	292,500	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	294,300	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	295,800	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	297,500	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	299,000	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	300,600	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	302,200	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	303,900	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	305,500	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	307,200	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	308,100	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	309,600	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	311,100	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	312,700	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	314,300	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	315,900	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	317,500	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	319,000	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	320,500	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	321,700	365,200	381,700	404,100	
63	228,600	280,000	322,900	365,900	382,300	404,400	
64	229,400	281,000	324,100	366,600	382,900	404,700	
65	230,100	281,500	324,800	366,900	383,300	405,000	
66	230,800	282,400	325,700	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	326,500	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	284,000	327,300	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	328,200	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	328,600	369,900	386,000	406,400	
71	234,500	286,600	329,300	370,600	386,500	406,700	
72	235,200	287,400	330,100	371,200	387,100	407,000	
73	236,000	288,200	330,900	371,500	387,400	407,200	
74	236,600	288,700	331,600	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	289,100	332,300	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	333,000	373,400	388,600	408,000	

77	238,400	289,800	333,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	334,100	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	334,600	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	335,200	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	335,500	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	336,000	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	336,400	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	336,900	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	337,300	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	337,800	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	338,300	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	338,800	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	339,100	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	339,500	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	340,000	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	340,400	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	340,700	381,000	393,000	
94		294,900	341,100			
95		295,200	341,600			
96		295,600	342,000			
97		295,800	342,200			
98		296,100	342,600			
99		296,500	343,100			
100		296,900	343,500			
101		297,100	343,700			
102		297,400	344,100			
103		297,800	344,500			
104		298,100	344,800			
105		298,300	345,100			
106		298,600	345,500			
107		299,000	345,900			
108		299,300	346,300			
109		299,500	346,800			
110		299,900	347,200			
111		300,300	347,600			
112		300,600	348,000			
113		300,800	348,500			
114		301,000	348,900			
115		301,300	349,200			
116		301,700	349,500			

	117		301,900	350,000				
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

行政職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	132,300	183,600	205,200	251,500
	2	133,200	185,100	206,400	252,700
	3	134,200	186,600	207,800	253,800
	4	135,100	188,000	209,100	254,900
	5	136,100	189,200	210,400	255,800
	6	137,100	190,700	211,800	257,000
	7	138,100	192,100	213,200	258,100
	8	139,100	193,400	214,600	259,300
	9	139,900	194,800	215,900	260,400
	10	140,900	195,800	217,500	261,200
	11	141,900	197,100	219,100	262,400
	12	143,000	198,200	220,500	263,600
	13	143,800	199,400	221,700	264,600
	14	144,800	200,500	223,200	265,600
	15	145,800	201,600	224,700	266,500
	16	146,800	202,700	226,000	267,400
	17	147,900	203,600	226,900	268,400
	18	149,200	204,700	227,600	269,500
	19	150,400	205,700	228,500	270,500
	20	151,600	206,700	229,500	271,300
	21	152,700	207,600	230,300	272,300
	22	153,900	208,700	231,800	273,200
	23	155,100	209,800	233,100	274,200
24	156,300	210,800	234,200	275,000	

25	157,400	211,700	235,600	275,800
26	158,900	212,600	236,900	276,900
27	160,400	213,300	238,200	278,000
28	161,900	214,200	239,500	279,100
29	163,300	215,100	240,300	280,000
30	164,700	216,300	241,500	281,100
31	166,200	217,300	242,800	282,100
32	167,700	218,200	243,900	283,100
33	169,100	218,800	245,000	283,800
34	170,900	220,000	246,200	284,700
35	172,700	221,100	247,300	285,600
36	174,500	222,300	248,500	286,700
37	176,200	222,800	249,800	287,300
38	177,900	223,900	250,800	288,200
39	179,600	225,100	252,100	289,100
40	181,300	226,100	253,400	290,000
41	182,800	226,900	254,400	290,600
42	184,200	228,100	255,600	291,600
43	185,500	229,100	256,500	292,600
44	186,900	230,200	257,800	293,500
45	188,400	231,300	258,600	294,200
46	189,700	232,200	259,600	295,100
47	191,100	233,300	260,700	296,000
48	192,500	234,300	261,600	296,900
49	193,800	235,300	262,800	297,600
50	194,900	236,300	263,800	298,200
51	196,000	237,300	264,900	298,900
52	197,200	238,300	265,600	299,700
53	198,300	239,400	266,500	300,300
54	199,400	240,400	267,600	301,100
55	200,300	241,100	268,800	301,800
56	201,400	241,800	270,000	302,500
57	202,500	242,700	270,800	303,200
58	203,500	243,600	271,800	303,900
59	204,500	244,500	272,900	304,700
60	205,500	245,200	273,900	305,400
61	206,600	246,000	274,900	306,000
62	207,500	246,900	276,000	306,700
63	208,400	247,800	276,800	307,400
64	209,300	248,700	277,900	308,100

65	210,000	249,500	278,700	308,600
66	210,800	250,300	279,500	309,100
67	211,500	251,100	280,300	309,700
68	212,300	251,800	281,100	310,300
69	212,700	252,500	281,700	310,900
70	213,300	253,100	282,500	311,300
71	213,600	253,500	283,300	311,800
72	214,000	253,900	284,000	312,300
73	214,200	254,100	284,800	312,600
74	214,600	254,500	285,500	313,100
75	215,100	255,000	286,300	313,600
76	215,700	255,500	287,100	314,000
77	215,900	255,800	287,700	314,200
78	216,600	256,200	288,200	314,500
79	217,100	256,700	288,700	314,800
80	217,600	257,200	289,100	315,100
81	218,300	257,500	289,500	315,400
82	218,600	257,800	289,900	315,700
83	219,200	258,100	290,400	316,000
84	219,900	258,400	290,900	316,300
85	220,500	258,600	291,300	316,500
86	220,900	258,800	291,900	316,900
87	221,300	259,100	292,500	317,200
88	222,000	259,400	293,100	317,400
89	222,500	259,600	293,400	317,600
90	223,000	259,800	293,900	317,900
91	223,500	260,200	294,400	318,200
92	223,900	260,400	294,800	318,500
93	224,300	260,700	295,200	318,700
94	224,700	261,100	295,700	319,000
95	225,100	261,400	296,200	319,300
96	225,400	261,700	296,700	319,500
97	225,700	261,900	297,000	319,700
98	226,200	262,200	297,400	320,000
99	226,700	262,400	297,900	320,300
100	227,200	262,700	298,400	320,500
101	227,600	263,000	298,800	320,700
102	228,100	263,200	299,200	321,000
103	228,700	263,500	299,500	321,300
104	229,300	263,800	299,800	321,500

105	229,700	264,000	300,100	321,700
106	230,200	264,200	300,500	322,000
107	230,500	264,500	300,900	322,300
108	230,900	264,700	301,300	322,500
109	231,100	265,000	301,600	322,700
110	231,500	265,300	302,000	323,000
111	232,000	265,600	302,400	323,300
112	232,400	265,800	302,700	323,500
113	232,600	266,000	302,900	323,700
114	233,100	266,300	303,200	324,000
115	233,600	266,500	303,500	324,300
116	234,100	266,700	303,700	324,500
117	234,400	267,000	303,900	324,700
118	234,800	267,300	304,200	325,000
119	235,200	267,600	304,500	325,300
120	235,600	267,900	304,700	325,500
121	236,000	268,100	304,900	325,700
122		268,300	305,200	326,000
123		268,600	305,500	326,300
124		268,900	305,700	326,500
125		269,100	305,900	326,700
126		269,300	306,200	327,000
127		269,600	306,500	327,300
128		269,900	306,700	327,500
129		270,100	306,900	327,700
130		270,300	307,200	328,000
131		270,600	307,500	328,300
132		270,900	307,700	328,500
133		271,100	307,900	328,700
134		271,300		329,000
135		271,600		329,300
136		271,900		329,500
137		272,100		329,700
138				330,000
139				330,300
140				330,500
141				330,700
再任用職員	193,600	204,700	223,200	244,000

備考 この表は、法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

級別基準職務表

行政職給料表（1）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主査の職務
4級	係長の職務
5級	課長補佐の職務
6級	課長の職務
7級	部長の職務

（土岐市職員の定年等に関する条例の一部改正）

第3条 土岐市職員の定年等に関する条例（昭和59年土岐市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を削る。

（土岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第4条 土岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年土岐市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

一般任期付職員給料表

行政職

（単位：円）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給料月額	187,700	215,200	252,000	274,600	289,700	315,100	356,800

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（土岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 土岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年土岐

市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「第4条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条第2項中「第4条」を「第3条」に改める。

議第 15 号

土岐市印鑑条例の一部を改正する条例について

土岐市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 26 日提出

土岐市長 加藤 淳 司

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたため、この条例を定めようとする。

土岐市印鑑条例の一部を改正する条例

土岐市印鑑条例（昭和55年土岐市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

（2）意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第5条第2項中「記載」の次に「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第16号

土岐市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

土岐市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年2月26日提出

土岐市長 加藤 淳 司

提案理由

住民基本台帳法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市手数料徴収条例の一部を改正する条例

土岐市手数料徴収条例（昭和30年土岐市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表中「1証明事項」を削り、同表（1）の部2の項中「若しくは第2項」を「、第2項若しくは第8項」に改め、同部4の項の次に次のように加える。

5 法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において準用する法第12条の3第8項の規定に基づく除票の写し又は除票記事項証明書の交付	除票写し等交付手数料	1件につき	300円
6 法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍附票の除票写し交付手数料	1件につき	300円

別表（2）の部1の項を削り、同部「2 法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付」を「法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付」に改める。

別表中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表（2）の部の改正規定は、同日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

議第 17 号

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 26 日提出

土岐市長 加藤 淳 司

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例

土岐市国民健康保険条例（昭和34年土岐市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第15条の6中「61万円」を「63万円」に改める。

第15条の12中「16万円」を「17万円」に改める。

第19条第1項中「61万円」を「63万円」に改め、同項第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の土岐市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、平成31年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第18号

土岐市営住宅管理条例及び土岐市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について

土岐市営住宅管理条例及び土岐市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年2月26日提出

土岐市長 加藤 淳 司

提案理由

民法の一部改正等に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市営住宅管理条例及び土岐市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

(土岐市営住宅管理条例の一部改正)

第1条 土岐市営住宅管理条例（平成9年土岐市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項を次のように改める。

市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして別に定めるものを除いて、市の負担とする。

第19条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は修繕に要する費用について、その負担の一部又は全部を求めないことができる。

第40条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

(土岐市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第2条 土岐市特定公共賃貸住宅条例（平成11年土岐市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項を次のように改める。

特定公共賃貸住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして別に定めるものを除いて、市の負担とする。

第21条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は修繕に要する費用について、その負担の一部又は全部を求めないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の土岐市営住宅管理条例（以下「改正後の市営住宅管理条例」という。）第19条第1項及び第2項並びに第2条の規定による改正後の土岐市特定公共賃貸住宅条例第21条第1項及び第2項の規定は、施行日以後に退去した者について適用し、施行日前に退去した者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の市営住宅管理条例第40条第3項の規定は、施行日以後に到来した支払期にかかる支払期後の利息について適用し、施行日前に到来した支払期にかかる支払期後の利息については、なお従前の例による。

議第 19 号

土岐市福祉施設ひだまりの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

土岐市福祉施設ひだまりの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 26 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

ひだまり在宅介護支援センターを廃止するため、この条例を定めようとする。

土岐市福祉施設ひだまりの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

土岐市福祉施設ひだまりの設置及び管理に関する条例（平成17年土岐市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第6条第2号中「第1号及び第3号」を「各号」に改める。

第10条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第15条第1項中「第4項」を「第3項」に改める。

第18条第3項を削る。

別表第1支援センターの項を削る。

別表第2支援センターの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 20 号

土岐市民の歯と口腔の健康づくり推進条例について

土岐市民の歯と口腔の健康づくり推進条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 26 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を定めようとする。

土岐市民の歯と口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき、歯と口腔^{くわう}の健康づくりが市民の質の高い生活を確保するとともに、市民の心身の健康の保持及び増進並びに健康寿命の延伸に重要な役割を果たしていることにかんがみ、市民の歯と口腔の健康づくりに関する基本理念を定め、市の責務及び市民、歯科医療等関係者等の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康寿命 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。
- (2) 歯と口腔の健康づくり 歯及び歯周組織の健康を含めた口腔の健康を保持し、及び増進し、並びに健全な口腔機能を獲得し、及び維持し、並びに口腔機能を向上させることをいう。
- (3) 歯科医療等関係者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健に係る業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (4) 保健医療等関係者 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育等に従事する者であって歯と口腔の健康づくりに関する業務を行うもの（歯科医療等関係者を除く。）及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (5) かかりつけ歯科医 市民の歯と口腔の健康づくりを日常的に把握し、歯及び口腔の健康相談、治療等に対応する歯科医師をいう。
- (6) ^{はちまるにいまる}8020運動 80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした取組をいう。
- (7) オーラルフレイル 口腔機能が弱まっていく状態をいう。

(基本理念)

第3条 歯と口腔の健康づくりの推進は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 市民が生涯にわたり自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること。
- (2) 市民が生涯にわたり歯と口腔の健康づくりのために適切かつ効果的な歯科医療等を受けることができる環境を整備すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の歯科医療等に関連する分野における施策との相互の連携を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、国、県、歯科医療等関係者、保健医療等関係者その他の関係者と連携を図りながら、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、自ら歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深め、日常生活における適切な口腔のケア等により歯科疾患を予防するよう努めるものとする。

- 2 市民は、かかりつけ歯科医による指導及び定期的な歯科健診又は歯科医療を受けることにより、生涯にわたって歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。
- 3 父母その他の子どもを現に監護する者は、子どもの歯及び口腔の健康状態に注意し、当該子どもの歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療の促進に努めるものとする。

(歯科医療等関係者の役割)

第6条 歯科医療等関係者は、相互に、及び保健医療等関係者と連携し、歯と口腔の健康づくりに資するよう適切にその業務を行うとともに、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療等関係者の役割)

第7条 保健医療等関係者は、相互に、及び歯科医療等関係者と連携し、歯と口腔の健康づくりを推進し、並びに市が実施する歯と口腔の健康づくりに関

する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 市内に事業所を有し、その事業所で従業員を雇用する事業者は、従業員の歯と口腔の健康づくりを推進し、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第9条 市は、歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供並びに正しい知識の普及を推進すること。
- (2) 妊婦を対象とした歯科疾患の予防対策を推進し、母体の健康の保持及び胎児の健全な発育を図ること。
- (3) むし歯や歯肉炎になりやすく、口腔機能を獲得する乳幼児期及び学齢期において、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者との連携を図りつつ、科学的根拠に基づくむし歯及び歯肉炎の予防対策並びに健全な口腔機能を獲得するための施策等を推進すること。
- (4) 歯周病の罹患率が高まる成人期において、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者との連携を図りつつ、歯周病の予防対策を推進すること。
- (5) 口腔機能が低下しやすい高齢期において、オーラルフレイルの進行が、心身の機能の低下につながることから、オーラルフレイルを早期に把握し、回復させ、及び予防する取組を推進すること。
- (6) 障害者、介護を必要とする者その他の者であって定期的に歯科健診及び必要に応じた歯科保健指導又は歯科医療を受けることが困難なものについて、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者との連携を図りつつ歯科医療、適切な口腔のケア等を推進すること。
- (7) 歯と口腔の健康づくりと食育、喫煙及び生活習慣病との関連性に関する情報の提供その他の必要な施策を推進すること。
- (8) 災害発生時における口腔衛生の確保等による二次的な健康被害の予防に関すること。
- (9) 歯と口腔の健康づくりに関する定期的な調査その他の歯と口腔の健康

づくりに関する調査研究を推進すること。

(10) 生涯にわたる歯と口腔の健康づくりについての関心と理解を深め、かつ、歯と口腔の健康づくりに関する自主的な努力を推進するため、8020運動を推進すること。

(11) 前各号に定めるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な施策に関すること。

(基本計画)

第10条 市長は、前条に規定する施策を計画的に推進するため、健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項の規定に基づく土岐市健康づくり計画において、当該施策実施に関する計画を定めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 市は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 2 1 号

土岐市介護保険条例の一部を改正する条例について

土岐市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

介護保険料の軽減を強化するため、この条例を定めようとする。

土岐市介護保険条例の一部を改正する条例

土岐市介護保険条例（平成12年土岐市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「27,680円」を「22,150円」に改め、同条第3項中「令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「27,680円」を「22,150円」に、「46,150円」を「36,920円」に改め、同条第4項中「令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「27,680円」を「22,150円」に、「53,530円」を「51,680円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の第2条の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第 2 2 号

土岐市市道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市市道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

道路構造令の一部改正に伴い、自転車通行帯に係る規定を整備するため、この条例を定めようとする。

土岐市市道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

土岐市市道の構造の技術的基準に関する条例（平成24年土岐市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項本文中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第31条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第40条第2項中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の市が管理する市道については、改正後の土岐市市道の構造の技術的基準に関する条例第8条の2並びに第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議第 2 3 号

土岐市病院事業運営審議会設置条例を廃止する条例について

土岐市病院事業運営審議会設置条例を廃止する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 2 6 日 提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

土岐市病院事業運営審議会を廃止するため、この条例を定めようとする。

土岐市病院事業運営審議会設置条例を廃止する条例

土岐市病院事業運営審議会設置条例（昭和50年土岐市条例第21号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議第 2 4 号

土岐市と多治見市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約
の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定により、土岐市と多治見市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同条第 3 項の規定において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

住民基本台帳法の一部改正に伴い、除票の写しの交付及び戸籍の附票の除票の写しの交付を規定するため、この規約を変更しようとする。

土岐市と多治見市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約
の一部を改正する規約

土岐市と多治見市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約（平成26年土岐市告示第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「住民票の写し」の次に「及び同法第15条の4第1項に規定する除票の写し」を加え、同条第2号ア中「調製されたもの」の次に「及び同法第21条の3第1項に規定する戸籍の附票の除票の写しのうち、同法第21条第2項の規定により調製されたもの」を加える。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

議第 2 5 号

土岐市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定により、土岐市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同条第 3 項の規定において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

住民基本台帳法の一部改正に伴い、除票の写しの交付及び戸籍の附票の除票の写しの交付を規定するため、この規約を変更しようとする。

土岐市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の
一部を改正する規約

土岐市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約（平成
26年土岐市告示第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「住民票の写し」の次に「及び同法第15条の4第1項に
規定する除票の写し」を加え、同条第2号ア中「調製されたもの」の次に「及
び同法第21条の3第1項に規定する戸籍の附票の除票の写しのうち、同法第
21条第2項の規定により調製されたもの」を加える。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

議第 26 号

土岐市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定により、土岐市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同条第 3 項の規定において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

土岐市長 加藤 淳 司

提案理由

住民基本台帳法の一部改正に伴い、除票の写しの交付及び戸籍の附票の除票の写しの交付を規定するため、この規約を変更しようとする。

土岐市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の
一部を改正する規約

土岐市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約（平成
26年土岐市告示第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「住民票の写し」の次に「及び同法第15条の4第1項に
規定する除票の写し」を加え、同条第2号ア中「調製されたもの」の次に「及
び同法第21条の3第1項に規定する戸籍の附票の除票の写しのうち、同法第
21条第2項の規定により調製されたもの」を加える。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

議第 2 7 号

土岐市と中津川市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約
の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定により、土岐市と中津川市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同条第 3 項の規定において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

住民基本台帳法の一部改正に伴い、除票の写しの交付及び戸籍の附票の除票の写しの交付を規定するため、この規約を変更しようとする。

土岐市と中津川市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約
の一部を改正する規約

土岐市と中津川市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約（平成26年土岐市告示第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「住民票の写し」の次に「及び同法第15条の4第1項に規定する除票の写し」を加え、同条第2号ア中「調製されたもの」の次に「及び同法第21条の3第1項に規定する戸籍の附票の除票の写しのうち、同法第21条第2項の規定により調製されたもの」を加える。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

議第 28 号

土岐川防災ダム一部事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、土岐川防災ダム一部事務組合同規約を別紙のように変更することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

土岐市長 加藤 淳 司

提案理由

土岐川防災ダム一部事務組合の監査委員の任期を、当該市の監査委員の任期とするため、この規約を変更しようとする。

土岐川防災ダム一部事務組合同規約の一部を改正する規約

土岐川防災ダム一部事務組合同規約（昭和40年許可岐阜県指令地第5195号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「2年とする」を「、当該市の監査委員としての任期による」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による改正後の規定は、この規約の施行の日以後に任命された監査委員について適用し、同日前に任命された監査委員については、なお従前の例による。

議第29号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を別紙のように認定するものとする。

令和2年2月26日提出

土岐市長 加藤 淳 司

提案理由

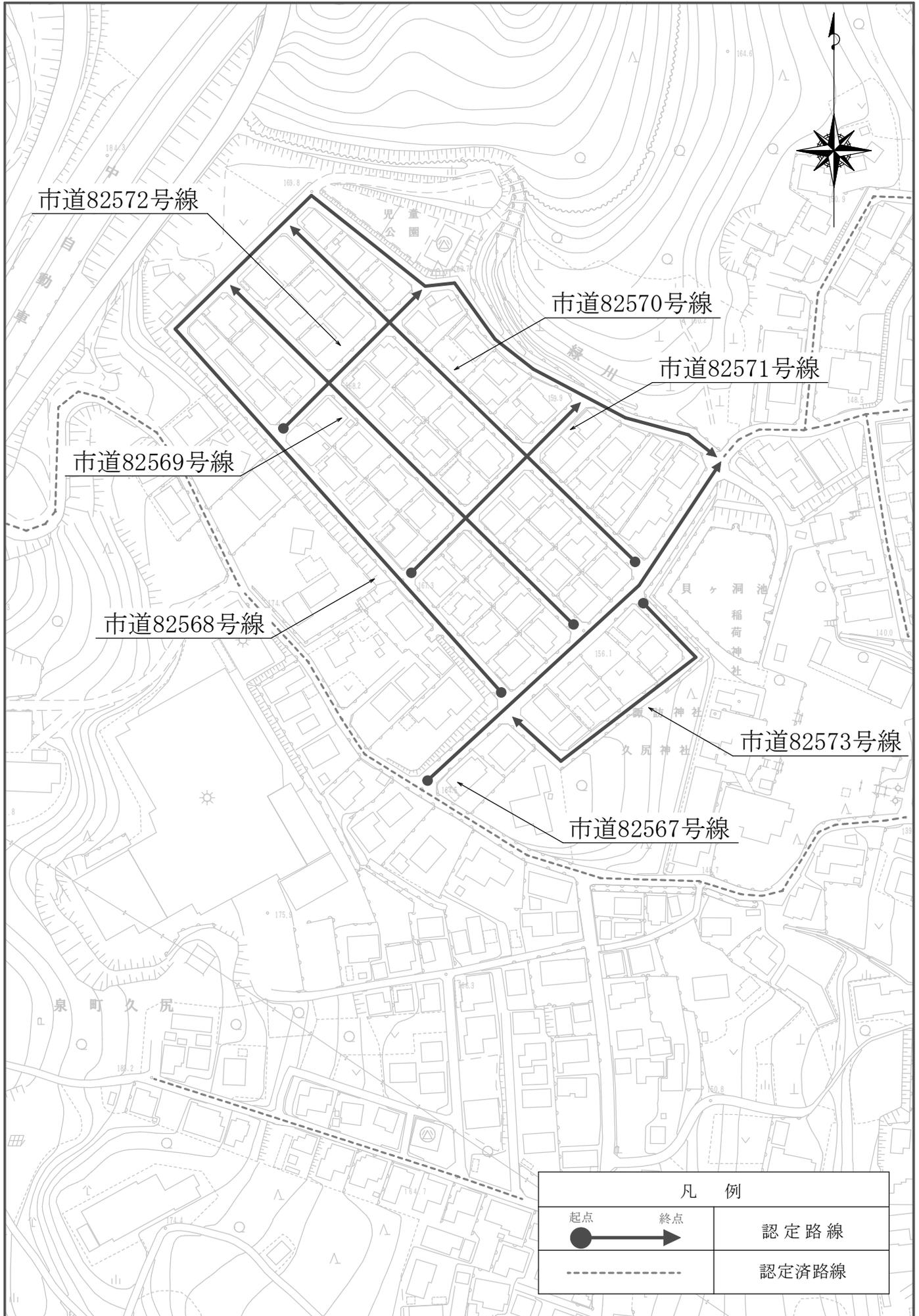
市内道路網の整備を図るため、市道の路線を認定しようとする。

認 定 調 書

整理番号	路線名	路線の起点	重要な経過地
		路線の終点	
1685	82567	土岐市泉町久尻字丸石	
		土岐市泉町久尻字丸石	
1686	82568	土岐市泉町久尻字丸石	
		土岐市泉町久尻字丸石	
1687	82569	土岐市泉町久尻字丸石	
		土岐市泉町久尻字丸石	
1688	82570	土岐市泉町久尻字丸石	
		土岐市泉町久尻字丸石	
1689	82571	土岐市泉町久尻字丸石	
		土岐市泉町久尻字丸石	
1690	82572	土岐市泉町久尻字丸石	
		土岐市泉町久尻字丸石	
1691	82573	土岐市泉町久尻字丸石	
		土岐市泉町久尻字丸石	
1692	82574	土岐市泉町河合字馬渡	
		土岐市泉町河合字馬渡	
1693	82575	土岐市泉町久尻字長湫	
		土岐市泉町久尻字長湫	
1694	80025	土岐市泉町久尻字丸石	
		土岐市泉町久尻字長湫	

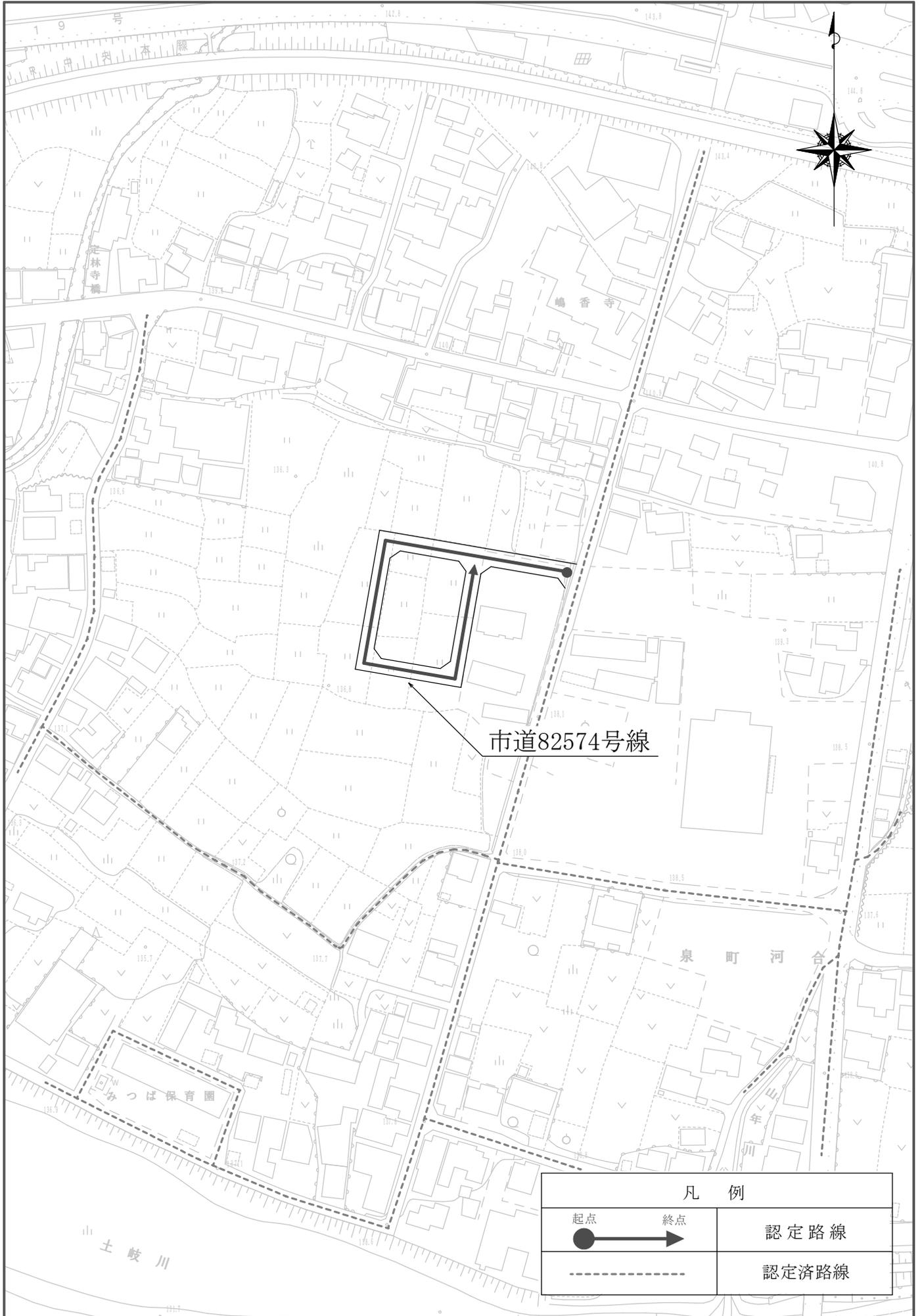
市道認定路線図(参考図) 泉町久尻<日之出>

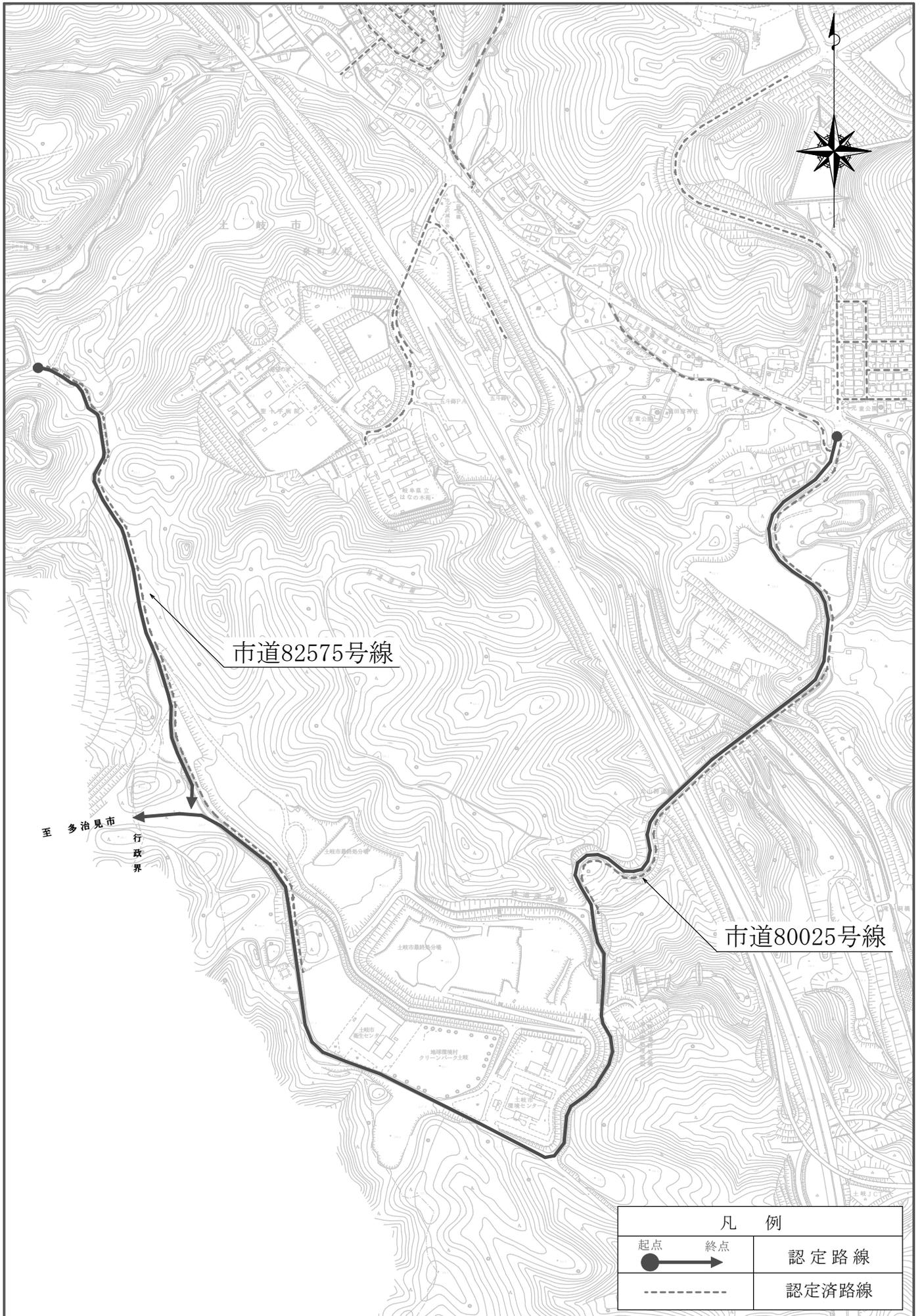
S=1:2,000



市道認定路線図(参考図) 泉町河合

S=1:2,000





諮第1号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和2年2月26日提出

土岐市長 加藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	加藤 泰幸	